

内子町規則第20号

内子町養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月30日

内子町長 小 野 植 正 久

内子町養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則
内子町養育医療の給付に要する費用の徴収に関する規則（平成25年内子町規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。